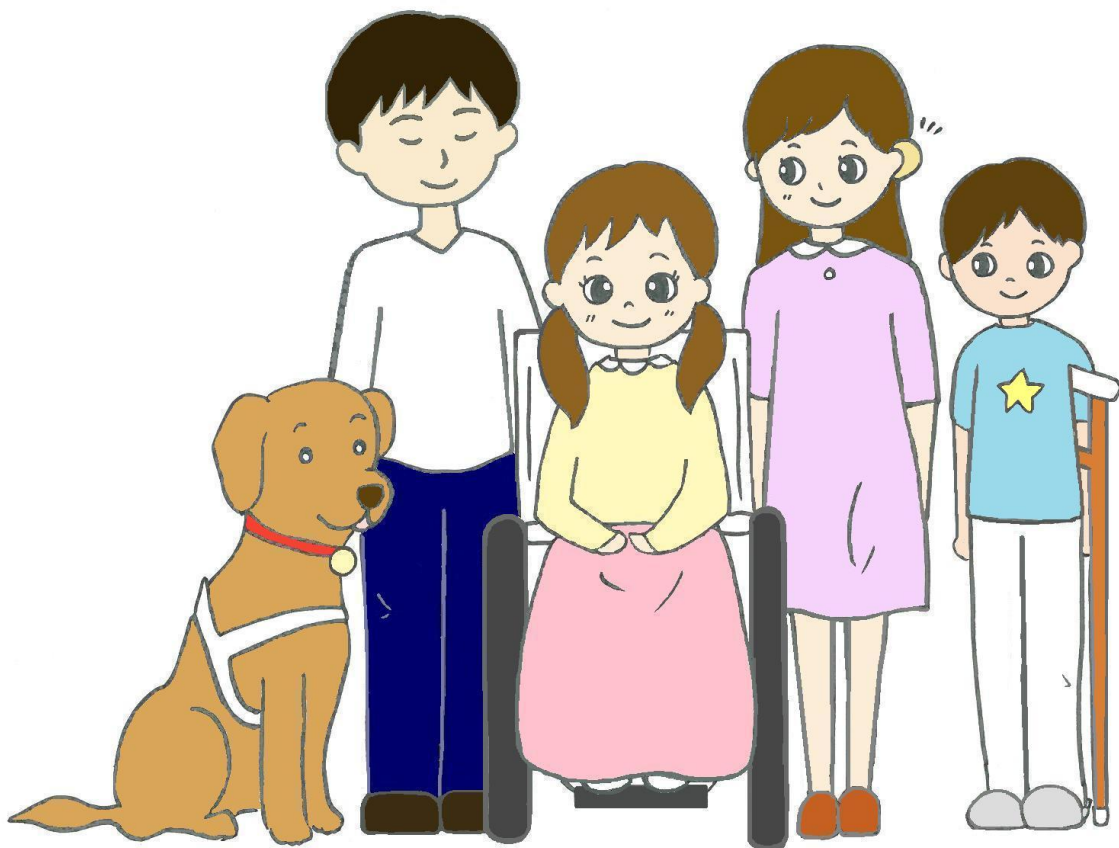


ホームヘルパーに

お願いできること

お願いできないこと

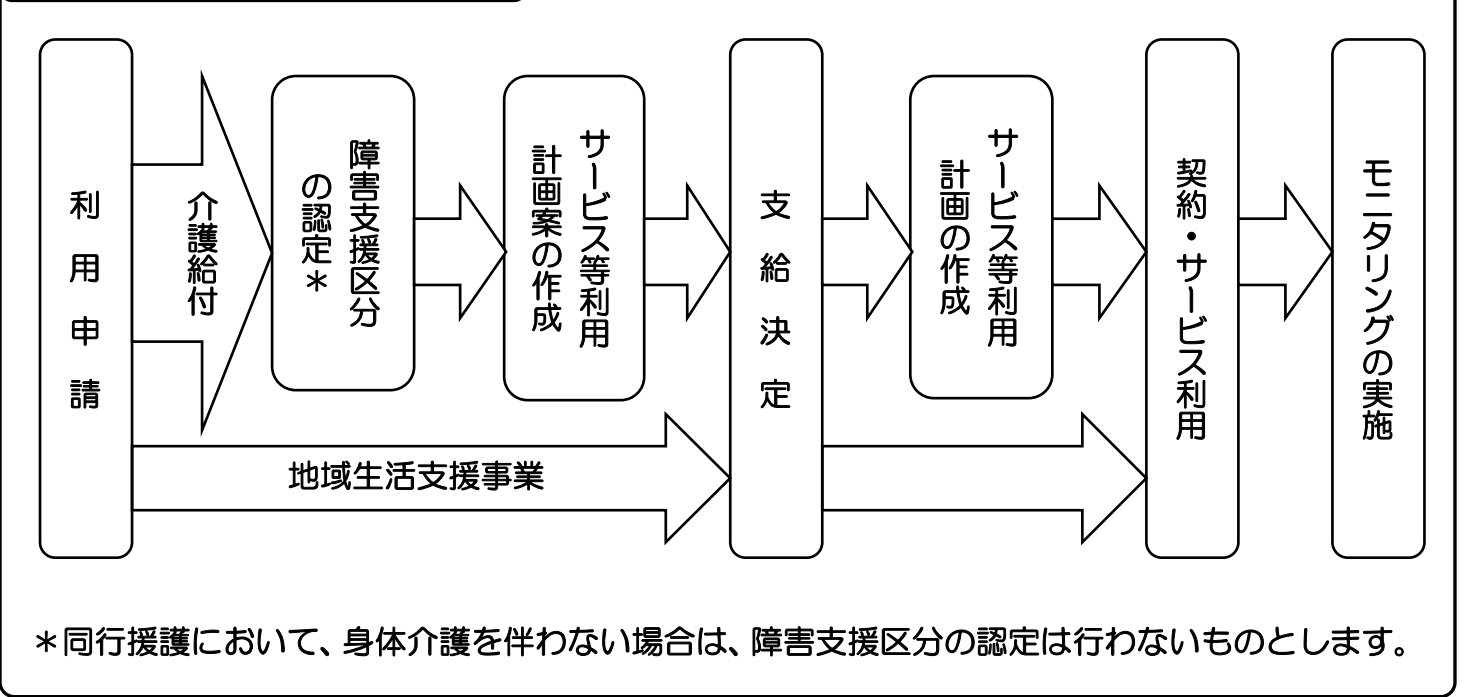


北区障害者地域自立生活支援室

サービスの種類と対象となる方

		18歳以上			18歳未満	
		身体障害	知的障害	精神障害	障害児	
介護給付	居宅介護	身体介護	障害程度区分“1”以上			①身体障害者手帳所持者 ②愛の手帳 ③精神障害者 ※日常生活の状況の聞き取りを行い、個々のケースで判断
		家事援助				
		通院等介助				
		通院等乗降介助				
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者（その他要件あり）				
	行動援護		知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者（その他要件あり）		小学生以上 行動上著しい困難を有する障害児（知的・精神） （その他要件あり）	
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等（その他要件あり）			小学生以上 要件は18歳以上と同じ	
地域生活支援事業	移動支援	車いすを常用し自走が困難な肢体不自由者で身体障害者手帳1級の者（その他要件あり）	愛の手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者（その他要件あり）	小学生以上 要件は18歳以上と同じ	

サービス利用にかかる手続き



利用料について

サービス提供に伴う実費（通院に付き添う際のヘルパーの交通費等）は負担してください。
 また、区民税が課税の方等については、サービス提供にかかる費用の1割（負担上限額有）を負担してください。

◎ホームヘルパーにお願いできること◎

◆居宅介護・重度訪問介護について◆

日常生活に支障のある障害者（児）の家庭に、ホームヘルパーを派遣します。

このサービスは、自分でできることはしていただき、できないことをお手伝いすることにより、その方の障害の状況や家族の状況等に応じて在宅での生活を援助するものです。

- * ホームヘルパーは決まった曜日や時間に伺います。（利用者不在の場合はサービス提供できません）
- * 現在、日常生活に支援が必要となる場合に申請を受け付けます。

居宅介護

◆家事援助◆

ホームヘルパーが家庭を訪問して掃除、洗濯、調理など必要な日常生活の援助を行います。



※1「薬の受け取り」は、本人が受診して医師から交付された処方箋により、ホームヘルパーが薬局に薬を受け取りに行きます。

※2「育児支援」は、育児中の障害者（親）が対象です。本来、家庭で行うべき養育を代替するものであるため、利用者（親）、子ども、家庭の状況を踏まえ、必要と判断された場合にのみ利用できます。

◆身体介護◆

ホームヘルパーが家庭を訪問して必要な身体的介護を行います。

食事介助



排泄介助



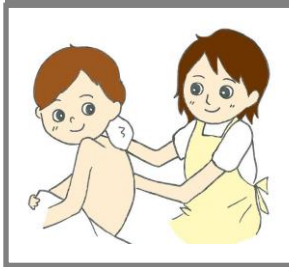
衣類の着脱介助



入浴介助



身体の清拭



起床・就寝介助



身体整容(爪切り等)



体位変換



服薬介助・水分補給



◆通院等介助◆

病院や診療所に定期的に通院するときや、公的手続きまたは相談のために官公署を訪れる場合等に、車両への乗車・降車の介助、通院先での受診の手続き、その他通院・訪問に伴う、屋内外における比較的時間を要する介助(おおむね 30 分以上)を行います。通院等介助は、ホームヘルパー自らが運転する車両で移動する場合だけでなく公共交通機関を利用して移動する場合も含まれます。

※ホームヘルパーが運転している時間、利用者が診察(治療)を受けている時間は、通院等介助の対象とはなりません。

※病院・診療所での待ち時間は、通院等介助の対象とはなりません。ただし、待ち時間に排泄介助、衣服の着脱介助等が必要な場合は通院等介助の対象となる場合があります。

◆通院等乗降介助◆

病院や診療所に定期的に通院するとき等、ヘルパーが自ら運転する車両への乗車・降車の介助と次のいずれかの介助を行います。

- ①乗車前・降車後の屋内外における移動の介助
- ②通院先での受診の手続きや移動の介助

乗車介助



車の運転



降車介助



※通院等乗降介助は、必要な回数で支給決定されます。

※「通院等乗降介助」の前後に連続して 30 分程度以上の身体介護を行う場合は、「通院等乗降介助」ではなく「通院等介助」になります。

重度訪問介護

重度の肢体不自由の方で常時介護を要する方に対して、ホームヘルパーが家庭を訪問して、身体介護、家事援助、外出時における移動中の介護など必要な支援を総合的に行います。

比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の実態に対応するための見守りの支援とともに、

- ①食事や排泄等の身体介護
- ②調理や洗濯等の家事援助
- ③コミュニケーション支援や家電製品の操作等の援助
- ④外出時における移動中の介護 が総合的に提供されます。

食事介助



排泄介助



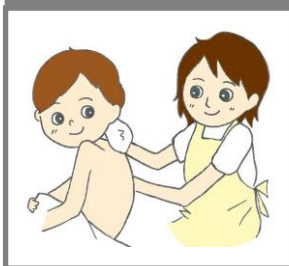
衣類の着脱介助



入浴介助



身体の清拭



起床・就寝介助



身体整容(爪切り等)



体位変換



服薬介助・水分補給



洗濯



掃除・ゴミ出し



調理



生活必需品の買物



ベッドメイク



衣類の整理
被服の補修



外出介護



◆行動援護・同行援護・移動支援（ガイドヘルプ）について◆

屋外での移動が困難な方が外出する場合に、ヘルパーが付き添い、移動中や目的地において、移動の介護、排泄・食事の介護、代筆・代読、危険を回避するための支援などを行います。

* “社会生活上必要不可欠な外出” または “余暇活動等の社会参加のための外出” が支援の対象です。

行動援護

行動上著しい困難がある方（知的障害または精神障害の方）に対して、外出時に危険を回避するために必要な支援を行います。

同行援護（視覚障害）

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

移動支援（ガイドヘルプ）

屋外での移動が困難な方（肢体障害、知的障害、精神障害の方）に対して必要な支援を行います。

※学校・施設等への送迎は、対象となりません。

■社会生活上必要不可欠な外出の例■



×ホームヘルパーにお願いできないこと×

- ◆利用者本人以外の者のための調理・洗濯・買物・布団干し
- ◆主として利用者本人が使用する居室以外の掃除
 - ①家族の居室
 - ②日常生活を営むのに支障のないスペース（使用していない部屋、物置部屋等）
 - ③家族も利用者と同様に使用するスペース（浴室、トイレ、リビング、台所、廊下、玄関等）
- ◆大掃除、窓のガラス拭き、床のワックスがけ
- ◆家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ◆自家用車の洗車、庭の草むしり、草木の水やり、植木の剪定、ペットの世話
- ◆家具の修理、ペンキ塗り
- ◆正月・節句等のために特別な手間をかけて行う調理
- ◆見守りのみ、留守番、接客
- ◆医療行為（摘便・床ずれの処置等）
- ◆経済的な活動（通勤のための利用、商品販売や営業活動等）
- ◆日中活動系サービスや訪問入浴等、他の福祉サービスを利用している間



ホームヘルパーに
お願いできること お願いできないこと

発行日 平成24年1月（平成29年1月改定）

編集・発行 NPO 法人ピアネット北

北区障害者地域自立生活支援室

〒114-0032

東京都北区中十条 1-2-18

北区立障害者福祉センター内

TEL&FAX 03-3905-7226

メール peernet@peernet.or.jp

ホームページ <http://www.peernet.or.jp/>